

平成20年10月29日

小美玉市長 島田 穰一 様

小美玉市補助金等審議会  
委員長 鶴町 庄二

## 答 申 書

平成20年8月21日小美玉総務第89号をもって諮問のあった補助金等の整理・合理化について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 補助金等評価・審査の趣旨

時代の変化に伴う住民ニーズの多様化が進む中、地域における住民活動への助成要望が増えつつある。小美玉市行財政改革大綱の主要事項であり、市自治基本条例の柱でもある『市民との協働』の推進に向け、パートナーとして信頼関係を保ちつつ、今後も活動団体の自主性・自立性を損なわない範囲での助成の重要性がますます高まることが推測される。その反面、厳しい財政状況の中で、限られた財源の効率的な配分が必要不可欠なものとなっている。

平成18年3月27日の町村合併後、補助金等について、統一した基準やガイドラインが無かったため、平等性をはじめ補助金に対する効果が問題視され、弊害も生じていた。

このため、市補助金等検討委員会が設置され、平成19年2月に同委員会監修により「小美玉市補助金等の見直し基準」が策定された。市では平成19年度に翌年度の予算編成過程で、補助事業担当課において各補助事業の自己評価診断を実施したが、求められる説明責任が果たせていないものも多く見られた。行政が確然とした説明できないものを横目に住民参画の議論はできないとして、全補助事業の一斉点検及び外部審議会の必要性が同委員会の最終提言として求められた。

そこで本審議会は、市長の諮問を受けて、補助金の適正化、更には整理合理化を図るために、現行の補助事業についての評価・審査を実施したものである。

## 2 審議の経過

第1回審議会（平成20年8月21日）

市長から委嘱状の交付

「補助金の整理・合理化について」の諮問

市財政状況の確認、分析

審議会の目的と職務及び答申までのスケジュール確認。

第2回審議会（平成20年9月12日）

市単独補助事業の内容及び決算状況確認(補助事業担当課ヒアリング)

第3回審議会（平成20年9月18日）

市単独補助事業の内容及び決算状況確認(補助事業担当課ヒアリング)

第4回審議会（平成20年9月24日）

市単独補助事業の内容及び決算状況確認(補助事業担当課ヒアリング)

第5回審議会（平成20年10月2日）

市単独補助金の評価・審査

第6回審議会（平成20年10月10日）

市単独補助金の評価・審査

第7回審議会（平成20年10月16日）

市単独補助金の評価・審査

第8回審議会（平成20年10月24日）

市単独補助金の評価・審査 答申書作成

第9回審議会（平成20年10月29日）

答申書作成及び市長へ答申書の提出

## 3 対象の補助金等について

平成19年度に補助金として支出し、かつ平成20年度に予算措置がなされ、平成21年度においても補助金として予算要求が見込まれる総計147件の補助金等について、評価・審査作業をするにあたり、まず、次の二つに大別した。

（表1参照）

補助根拠が国、県等の法令による補助金

市単独補助金

は、政策的必要性から国費・県費と合わせて補助を行っているもので30件ある。これらについては、国・県の補助と一体でルール化されており、市の補助金支出のみを見直し対象とすることは困難であるため、「現状」とした。

審議会においては、 の市単独補助金 117 件について、評価・審査を行うこととした。

表1「補助金性質分類表」

区 分	件数 ( 件 )	金 額(千円)
補助根拠が国・県等の法令による補助金	30	205,645
市単独補助金	117	538,328
合 計	147	743,973

#### 4 補助金の評価・審査基準について

市単独補助金の評価・審査作業にあたり、社会経済情勢の変化、行政と各種団体との役割分担等を考慮しながら、各補助金の事業実績報告書等の内容を精査の上、表2の補助金交付基準に基づき、一つ一つ点数評価した。

表2「補助金交付基準」

内 容	項 目	視 点
判 断 指 標	(1) 事業の公共性は確保されているか (公益性・透明性) * はいずれかに該当は必需	地域での住民自治、社会福祉の推進について高い必要性を認めるもので、特定の者のみの利益に供することのないもの。
		地域の経済・産業の振興、雇用の促進の分野において、行政が積極的に普及・支援する上で、事業推進を図るための援助が必要と認められるもの。
		行政の施策として、事業を団体、個人に積極的に推進しようとするもの。
		条例・規則・要項等により補助事業が明確に説明できるもの。
	(2) 事業の効果性はあるのか (有効性・効率性・適時性) ~ 全てに必需	補助金の交付による効果が認められること。
		事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ社会、経済情勢に合致していること。
		多様な主体と行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。
		社会情勢から時宜を得ていること。
	(3) 団体等の適格性はあるのか	団体等の会計処理及び用途が適切であること。
		団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。

		<p>団体等が市の税金等の滞納をしていないこと。</p> <p>団体等の会計処理上、補助額を超える繰越額がないこと。</p>
補助対象経費	(1) 事業費対象の原則	<p>団体運営経費にかかる補助は原則対象としない。ただし、新規団体に対する補助で3年以内の場合は除く。</p>
		<p>現行の団体運営経費の内、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等は対象としない。</p>
		<p>調査研究に係る事業のうち、直接事業に係わらない視察旅費は対象としない。</p>
	(2) 補助率・補助単価の明確化	<p>補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準を要項にて明確にし、補助金の交付額を決定する。</p>
期間	(1) 終期の設定の原則	<p>市単独補助金は、原則として通算3年以内で交付を終了する。</p>
		<p>国や県の制度によるものは、補助終了をもって終了することを原則に見直す。なお補助期間内であっても必要に応じ見直す。</p>

## 5 評価・審査区分について

以上の点数評価作業により、市単独補助金 117 件の合計点数により平均点を設定した。特に、平均点以下の 50 件の補助金を重点的に評価・審査対象として、補助金の内容、実績、交付団体の財務状況等を一件毎に審議し、次の 5 項目の評価区分に基づき、そのいずれかに分類した。

(1) 継続（当面は現状どおり補助を継続）

(2) 見直し（補助金額の減）

補助の必要性は認めるが、用途を精査の上減額すべきもの。なお、個別の削減額については、市当局が平成 21 年度予算編成の過程で査定すべきものとする。

(3) 廃止（平成 20 年度限りで廃止）

明らかに自助・自立が認められる団体であるもの。または事業目的が既に達成されたと思われるもの。

(4) 費目変更（支出科目を見直し、補助金から適正科目へ変更）

補助事業内容に相応しい金額を他の科目で支出（報酬・旅費・委託料・

報償費等)すべきもの。

(5) 統廃(金額を適正に精査の上、複数の補助を一本化)

同一(類似)団体への複数の類似補助があるため、整理統合すべきもの。

補助目的が同一のものであるが、合併前のまま別々に支出しているもの。

各補助金等についての評価区分を集計したものが、表3である。

表3「市単独補助金等評価区分総括表」

補助金等評価区分	件数(件)	金額(千円)
(1) 継続	60	399,116
(2) 見直し	39	130,563
(3) 廃止	10	1,766
(4) 費目変更	5	2,746
(5) 統廃	3	4,137
合計	117	538,328

## 6 実績報告書等について

平成19年度の小美玉市補助金等交付規則の改正に伴い、当然、各補助事業個別補助要綱については、これに伴う改正が早急に実施されるべきであったが、補助の目的、補助対象経費、補助率、補助期間等、現時点においても整備されていないものが見受けられた。

また、補助金の使途を適正にチェックするために、実績報告書の添付を義務付けているが、一部に補助対象経費の内容に不明確なものが見られた。今後は、補助対象経費を明確化すべきである。

補助金等の事務の改善方法として、以下の項目を遵守すべきである。

- (1) 慶弔費、交際費については、公費補助金を充てることが不適切でありこの支出を禁止する。
- (2) 公費補助金という性格から視察研修費及び食糧費については、支出の上限額及び補助総額に占める割合の上限を補助交付要綱に定め、過度の支出を禁止する。
- (3) 実績報告書には必ず領収書を添付すること。補助金交付団体が更に他団体(支部・下部団体を含む)に補助金を支出しているものについては、当該他団体の実績報告書の同時提出を義務付ける。
- (4) 補助金の使途が具体的に把握できるよう実績報告書の様式を改正したうえで、記入方法について統一的な指導を行う。

- ( 5 ) 補助期間は事業確立までの支援とすることから、原則 3 年とする趣旨を徹底させる。
- ( 6 ) 会計年度独立の原則により、補助金等はその年度の補助対象経費に充てられるべきものであり、剰余金が生じた場合には戻入させるのを原則とする。
- ( 7 ) 補助金等の交付は、実績に基づき交付する方法に変える。概算交付する必要がある場合には、補助金交付見込額の全額を交付することなく、実績報告書等で補助対象経費について精査した後に、精算交付する。
- ( 8 ) 補助金交付団体の会計事務を行政が担っている事例があり、補助事業評価や公平性等の客観的判断の妨げとなることが考えられる。補助金交付団体の事務における行政の関与のありかたを再考すべきである。

## 7 今後について

本審議会は、平成 20 年 8 月 21 日の設立以後、70 日間にわたり、市長からの諮問「補助金等の整理・合理化」について、集中的に審議を重ねてきた。

合併時に旧 3 町村時代の補助金制度をそのまま持ち寄ったことから不公平や非効率、合併効果とは言えない不合理な補助事業の調整が見られた。今後、求められるこれらの調整は容易ではないことが予想されるが、自治基本条例の崇高なる基本理念の実現、真の『市民との協働』のためには、まず行政が説明責任を果たし、一丸となって補助金等の整理合理化へ挑むことである。

補助金等の見直しの趣旨から、決して削減することだけが目的ではない。市の計画と理念に基づいた集中と選択が必要である。つまり、行政評価そのものであり、市の事業についてウエイト付けをすることが求められる。

本審議会での審議結果が市民に受け入れられ、補助金等の整理合理化に最大限に活かされることを願い、ここに審査書類を添えて答申するものである。

最後に、こうした補助金等審議会の設立を何度も繰り返すことなく、行政の自助努力により、健全財政都市として飛躍していくことを期待して止まない。

小美玉市補助金等審議会  
委員長 鶴 町 庄 二  
副委員長 伊 藤 伸 吾  
委 員 木名瀬 幸 吉  
委 員 石 崎 渡  
委 員 村 尾 實  
委 員 大 越 和 子